

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第67号

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 新規就農者に対する資金の交付事業（第2条一第17条）</u></p> <p><u>第3章 経営発展を支援するための支援金の交付事業（第18条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第19条一第21条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、<u>就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）</u>を交付することにより、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、次世代を担う農業者となることを志向する<u>経営の不安定な就農初期段階の新規就農者</u>に対して農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的とする。</p>

第2章 新規就農者に対する資金 の交付事業

(交付要件等)

第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。）を交付対象者が有していること。

(交付要件等)

第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。）を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。この場合において、租税特別措置法（昭和32

年法律第26号)第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付による権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。

イからオまで (略)

(3) 新たに資金の交付を受けようとする者については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること(交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。))。

(4) 前号の青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(第1号様式-2)を添付するもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる基準に適合していること。

ア及びイ (略)

(5) (略)

(6) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第295

イからオまで (略)

(3) 新たに資金の交付を受けようとする者については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること(交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。))。

(4) 前号の青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(第1号様式-2)を添付するもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。

ア及びイ (略)

(5) (略)

(6) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第295

5号農林水産事務次官依命通知)に定める実質化された人・農地プラン及び実質化された人・農地プランとして取り扱える同種の取決め等をいう。(以下同じ。)に中心となる経営体として位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)

(7)から(9)まで (略)

(10) 平成26年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(11) 「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たしていること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 (略)

2 資金の交付期間は、最長5年間(平成30年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで)とする。

3及び4 (略)

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者(以下この章において「申請者」とい

5号農林水産事務次官依命通知) 別記1の人・農地プランの見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。(以下同じ。)に中心となる経営体として位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)

(7)から(9)まで (略)

(10) 平成25年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 (略)

2 資金の交付期間は、最長5年間(平成29年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで)とする。

3及び4 (略)

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年

う。)は、青年等就農計画等を作成し、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)及び農業次世代人材投資資金申請追加資料を市長に提出しなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、三重県等の関係機関や農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制(以下「サポート体制」という。)の関係者(以下「評価会」という。)による面接等の実施により行うものとする。

(就農状況報告等)

第11条 資金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告書(第

等就農計画等を作成し、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)及び農業次世代人材投資資金申請追加資料を市長に提出しなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、審査に当たっては、三重県等の関係機関やサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(就農状況報告等)

第11条 資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告書(第

8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付期間終了後5年間(以下「就農継続期間」という。)については、前項の例により作業日誌(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、就農継続期間の満了前に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、就農継続期間中にやむを得ない理由等により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届(第11号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、就農を中断する期間は、原則として1年以内に限るものとする。

5 (略)

6 市長は、前項の規定により、就農の中断を承認したときは、当該補助事業者に対し、就農再開に向けた取組状況を適宜確認するとともに、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

7 第5項の規定により就農の中断について承認を受けた補助事業者は、就農を再開するにあたり就農再開届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

8 市長は、第1項又は第2項の書類を受けたときは、第11項に規定するサ

8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付期間終了後5年間(以下「就農継続期間」という。)については、前項の例により作業日誌(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、就農継続期間の満了前に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

4 交付対象者は、就農継続期間中にやむを得ない理由等により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届(第11号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、就農を中断する期間は、原則として1年以内に限るものとする。

5 (略)

6 市長は、前項の規定により、就農の中断を承認したときは、当該交付対象者に対し、就農再開に向けた取組状況を適宜確認するとともに、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

7 第5項の規定により就農の中断について承認を受けた交付対象者は、就農を再開するにあたり就農再開届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

8 市長は、第1項又は第2項の書類を受けたときは、サポートチームを中心

ポートチームを中心に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、資金を交付している期間、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームを中心に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行うものとする。

9 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 補助事業者への面談

ア 営農に対する取組状況

イ 栽培・経営管理状況

ウ (略)

エ 労働環境等に対する取組状況

(2)及び(3) (略)

10 市長は、補助事業者の営農上の諸課題の相談に応じるサポート体制を整備するものとする。

11 市長は、サポート体制の中から対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(以下「サポートチーム」という。)を専任し、対象者の各課題の相談先を明確にするものとする。

(交付の中止)

第12条 補助事業者は、資金の受給を中止するときには、中止届（第14号

に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、資金を交付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームを中心に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行うものとする。

9 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 交付対象者への面談

ア 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

イ (略)

(2)及び(3) (略)

10 市長は、交付対象者の営農上の諸課題の相談に応じるサポート体制を整備するものとする。

(交付の中止)

第12条 交付対象者は、資金の受給を中止するときには、中止届（第14号

様式) を市長に提出しなければならない。
い。

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第8項の就農状況の確認等により、次に掲げる場合に該当し、「交付対象者の考え方」を満たさず、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからオまで (略)

(6) 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、国が補助事業者に対して求める必要な報告及び現地への立入調査に協力しない場合

(7) 第17条に規定する中間評価によりC評価相当と判断された場合

(8) 第18条第1項に規定する経営発展支援金の交付を受けた場合

(9) 補助事業者の前年の総所得が350万円以上であった場合。ただし、その後350万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年から資金の交付を再開することができるものとする。

様式) を市長に提出しなければならない。
い。

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第8項の就農状況の確認等により、次に掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからオまで (略)

カ 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、国が交付対象者に対して求める必要な報告及び現地への立入調査に協力しない場合

(6) 交付対象者の前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金は除く。)が350万円以上であった場合。ただし、その後350万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年から資金の交付を再開することが

(交付の休止等)

第13条 補助事業者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 補助事業者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届(第16号様式)を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の経営再開届の提出があり、補助事業者が適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。

5 補助事業者(第3条第3項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。)は、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止しようとするときは、休止届の提出とともに、青年等就農計画等の変更申請を行うことができる。ただし、農業経営を休止しようとする期間は、1年以内でなければならない。

6 (略)

(資金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は

できるものとする。

(交付の休止等)

第13条 交付対象者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 交付対象者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届(第16号様式)を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の経営再開届の提出があり、交付対象者が適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。

5 交付対象者(第3条第3項に規定する夫婦を除く。)は、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止しようとするときは、休止届の提出とともに、青年等就農計画等の変更申請を行うことができる。ただし、農業経営を休止しようとする期間は、1年以内でなければならない。

6 (略)

(資金の返還)

第14条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は

第3号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 第12条第2項第1号から第6号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中であるとき 残りの対象期間の月数分 (当該事項に該当した月を含む。) の資金

(2) (略)

(3) 交付期間 (資金の交付を受けなかった期間を除く。) と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき (ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したとき及び第17条に規定する中間評価でC評価相当とされたときを除く。)

交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間 (月単位) を交付期間 (月単位) で除した値を乗じた額

2 市長は、前項各号に掲げる要件に該当する補助事業者に対し、資金の返還を命じるものとする。

(返還免除)

第15条 補助事業者は、前条第1項た

第4号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 第12条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中であるとき 残りの対象期間の月数分 (当該事項に該当した月を含む。) の資金

(2) (略)

(3) 第2条第2号アただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかったとき 資金の総額

(4) 交付期間 (資金の交付を受けなかった期間を除く。) と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき (ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したときを除く。) 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間 (月単位) を交付期間 (月単位) で除した値を乗じた額

2 市長は、前項各号に掲げる要件に該当する交付対象者に対し、資金の返還を命じるものとする。

(返還免除)

第15条 交付対象者は、前条第1項た

だし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者から前項の規定により提出された返還免除申請書の申請内容が適当と認められるときは、資金の返還を免除することができる。

（住所等変更報告）

第16条 補助事業者は、交付期間内及び就農継続期間内に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

（中間評価）

第17条 市長は、交付期間が2年経過した補助事業者に対し、評価会を通じて就農状況を確認し、経営規模、生産量、農産物の売上金額等について評価するものとする。

- 2 前項に規定する評価（以下「中間評価」という。）は、A（良好）、B（やや不良）、C（不良）の3段階で評価するものとする。

- 3 市長は、中間評価を受けた補助事業者に対し、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、それぞれ各号に定める取扱いを行うものとする。

だし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付対象者から前項の規定により提出された返還免除申請書の申請内容が適当と認められるときは、資金の返還を免除することができる。

（住所等変更報告）

第16条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) A（良好） 資金の交付を継続する。ただし、補助事業者が希望する場合は、資金の交付の継続に代えて、次条に規定するところにより、経営発展支援金を交付する。

(2) B（やや不良） サポートチームを中心として、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。

(3) C（不良） 資金の交付を中止する。

第3章 経営発展を支援するための支援金の交付事業

（経営発展支援金）

第18条 市長は、中間評価でA評価相当とされた者のうち、希望するものに経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

2 支援金の交付を希望する者（以下「支援金希望者」という。）は、経営発展支援金交付申請書（第19号様式。以下この章において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、申請書の内容を審査し、支援金希望者の更なる経営発展につながる取組であると認める場合は承認し、審査結果を経営発展支援金交付決定通知書（第20号様式）支援金希望者に通知するものとする。

4 支援金の交付決定の通知を受けた者

は、経営発展支援金交付請求書（第21号様式）を市長へ提出しなければならない。

5 支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）は、承認された内容を実施し、事業完了後1か月以内又は当該事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（第22号様式。以下この章において「実績報告書」という。）を提出し、市長の承認を得なければならない。

6 市長は、実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行うものとする。

7 交付額は、第3項の規定により承認された取組の実現に必要な額のうち、他の助成措置等による助成額を除いた額とし、支援金希望者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

8 支援の対象期間は最長1年間とし、支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合において、支援金受給者は年度内に一度、第5項に規定する実績報告書を市長に提出し、市長は第6項に規定する精算を行うものとし、支援金希望者は翌年度に再度、第2項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

9 支援金希望者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入

等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

10 支援金の交付の中止、休止等、返還、返還免除及び住所等変更報告については、資金の例による。

第4章 雑則

(交付情報等の登録)

第19条 (略)

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第23号様式により適切に取り扱うものとする。

(資金の評価)

第20条 市長は、当該資金及び支援金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 (略)

(補則)

第21条 (略)

(交付情報等の登録)

第17条 (略)

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第19号様式により適切に取り扱うものとする。

(資金の評価)

第18条 市長は、当該資金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 (略)

(補則)

第19条 (略)

第1号様式－2を次のように改める。

年 月 日

農業次世代人材投資資金申請追加資料

四日市市長 あて

住 所：

[申請者]氏 名： 印

(生年月日： 年 月 日： 歳)

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 交付されている <input type="checkbox"/> 交付されていない
青年新規就農者ネットワークへの加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
世帯全体の所得*	万円

添付書類

別添1. 収支計画

別添2. 誓約書

別添3. 履歴書

別添4. 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど))

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳並びに契約書等の写し

別添7. 通帳の写し

別添8. 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)

*「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」

※その他、市長が必要と認める書類(前年の所得証明書など)

別添 1

収 支 計 画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業次世代人材投資資金※							
収入計① (資金を除く)							
			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 経 営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計②							
【参考】設備投資(内容、金額)							

所得計 ①－②					
---------	--	--	--	--	--

※経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円－前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添 2

誓 約 書

私は、四日市市農業次世代投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名又は捺印を添えて誓約します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

(生年月日 年 月 日 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

※	連帯保証人	住所	
		氏名	印
	連帯保証人	住所	
		氏名	印

(連帯保証人氏名は自署すること。)

※連帯保証人を1名又は2名立てること。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず連帯保証人を2名立てること。

添付書類 連帯保証人の印鑑証明書

第6号様式を次のように改める。

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった農業次世代人材投資資金交付申請については、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第9条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 資金の交付決定及び確定金額

円

2. 今回交付決定する交付対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 資金の交付条件

- (1) 資金に関する法令、規則に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) この資金に係る帳簿及び関係書類を資金交付事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (3) この資金の交付については、後日市、県及び国が監査を行うことがある。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（～ 月分）

住 所

氏 名

印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等		
合 計				
家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等	農業従事日数
雇用労働力		（人／日）		

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（a）
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

3. 前年の所得^{※1}

	万円
--	----

4. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6. 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題

--

添付書類

別添 1. 作業日誌の写し

2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

3. 通帳及び帳簿の写し

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳並びに契約書等の写し

（2回目以降の報告の際は既に提出している農地基本台帳及び契約書の写しは省略することができる。）

※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。

5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）

※1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く。）

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
		合 計

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

別添 2

決 算 書

			計画 a	実績 b	実績 / 計画 b / a
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計① (資金を除く)					

			計画 a	実績 b	実績 / 計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計②					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計③ = ① - ②					
農外所得④			所得合計③ + ④		

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

就農状況確認チェックリスト

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後」とする。

確認対象者住所：
確認対象者氏名：
農業次世代人材投資資金交付の有無： 有 ・ 無
確認者所属・名前：
確認日： 年 月 日

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取る）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域活動への参加状況について	積極的に参加している ・ たまに参加している ・ 参加していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・施設の操作方法の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場（現地）確認用 （確認期間中の状況について記載する）

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある 作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） ・ 作付期間外である
--

3 書類確認用 (これまでの状況について記載する)

ア 農業従事日数

日程度

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	---------------------------	---	-----------

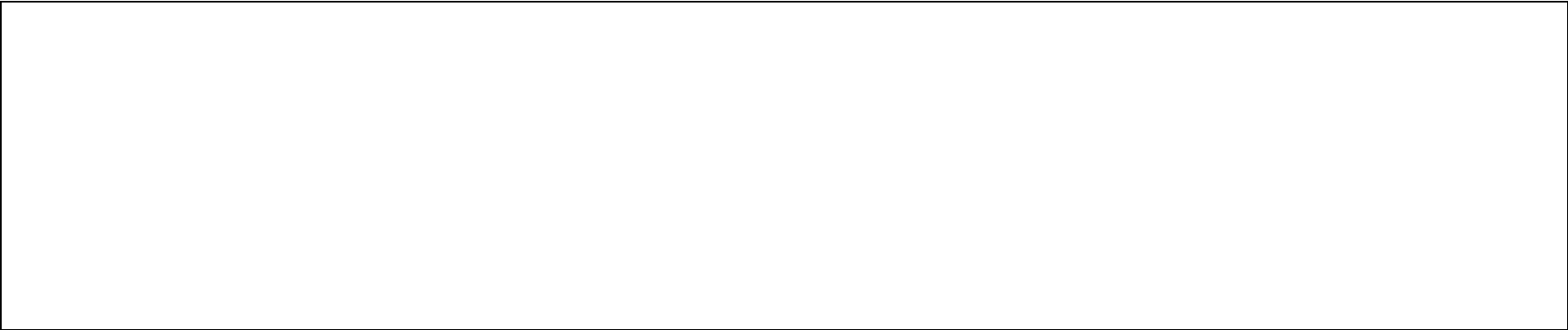
ウ 農地基本台帳 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条のの許可等により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
---------------------------	---	------------------

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to write the overall findings (総合所見) of the report.

第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第18条関係）

経営発展支援金交付申請書

年 月 日

四日市市長 あて

住 所：

[申請者]

氏 名：

（生年月日： 年 月 日 印

歳）

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第3章第18条第2項の規定に基づき、
下記のとおり経営発展支援金の交付を申請します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分

取組内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了予定年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額が確認できる見積書等

第19号様式の次に次の4様式を加える。

住所

氏名

経営発展支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった経営発展支援金については、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第3章第18条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 支援金の交付決定及び確定金額

円

2. 支援金の交付条件

- (1) 支援金に関する法令、規則に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) この支援金に係る帳簿及び関係書類を支援金交付事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (3) この支援金の交付については、後日市、県及び国が監査を行うことがある。

第 2 1 号様式（第 1 8 条関係）

経営発展支援金交付請求書

年 月 日

四日市市長 あて

請求者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった経営発展支援金について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

金

円

第 2 2 号様式（第 1 8 条関係）

経営発展支援金実績報告書

年 月 日

四日市市長 あて

住 所：
[報告者]
氏 名： 印
(生年月日： 年 月 日： 歳)

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 3 章第 1 8 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の実績を報告します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分実績

取組内容	事業費 (A + B)	経営発展支援 金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の実績額が確認できる納品書、領収書等

第23号様式（第19条関係）

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、「四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注）情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、東海農政局、三重県、
青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、
株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、
鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、
三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印

(参考)

第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、本市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく必要があります。

第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

附 則
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)